

令和6年4月
四国森林管理局

週休2日を促進する森林土木工事の試行について

四国森林管理局では、建設業の働き方改革を推進する観点から、週休2日を促進する森林土木工事の試行に取り組んでいます。

これまでも週休2日の試行の対象となる工事について、受注者希望方式で現場閉所による週休2日方式を実施しているところですが、令和6年6月1日以降に発注手続きを行う工事から、原則、すべての工事を発注者指定方式で発注することとします。

取扱いの変更点などは別紙をご確認ください。

問い合わせ先

- ・総務企画部 経理課
契約適正化専門官 TEL：088 - 821 - 2011
- ・計画保全部 治山課 TEL：088 - 821 - 2150
- ・森林整備部 森林整備課 TEL：088 - 821 - 2200

令和6年度からの週休2日の取扱い

発注方式	予定価格の積算	現場閉所達成状況	工事成績評定	実績証明書	請負金額の変更
【原則】 発注者指定方式	4週8休以上を前提として週休2日の補正を用いた積算	4週8休以上	加点評価あり	証明あり	<ul style="list-style-type: none"> ・達成状況に応じた補正係数を用いて請負金額を変更 ・受注者が、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、週休2日補正を考慮しない積算金額に変更。
		4週6休以上4週8休未満	<u>加点評価なし</u> なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合はマイナス評価	<u>証明なし</u>	
受注者希望方式	4週8休以上を前提として週休2日の補正を用いた積算	4週8休以上	加点評価あり	証明あり	<ul style="list-style-type: none"> ・達成状況に応じた補正係数を用いて請負金額を変更 ・4週6休以上でない場合又は、工事着手前に週休2日の協議をしなかった場合は、週休2日補正を考慮しない積算金額に変更。
		4週6休以上4週8休未満	<u>加点評価なし</u>	<u>証明なし</u>	

下線は令和6年度からの変更内容